

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 12 月後期

(No. 261)

発行年月日：2014 年 1 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、12 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 4 分野 10 大有望な未来技術を発表 (12. 17)
- 2-2 KIPO と企業銀行が MOU 締結 (12. 19)
- 2-3 KIPO、第 2 回の地域の知的財産製作協議会を開催 (12. 20)
- 2-4 国家 R&D 事業の特許情報活用拡大案を発表 (12. 20)
- 2-5 公取委、特許管理会社を規制 (12. 22)
- 2-6 来年特許権満了する物質特許 258 件が公開 (12. 23)
- 2-7 KIPO、マドリッド国際商標出願の活性化策案を推進 (12. 23)
- 2-8 イメージ検索システム利用した商標審査を来年から開始 (12. 26)
- 2-9 KIPRIS、無料の機械翻訳サービスが拡大 (12. 27)
- 2-10 「民間産学研協力研究の協約ガイドライン」1 年後の調査結果が発表  
(12. 30)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 模倣品の取引方法が巧妙に、SNS 利用事例も (12. 26)
- 3-2 サムスン、アップルを相手に自国で控訴 (12. 27)

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 KEIT、在米韓国人知財専門家と特許動向調査を実施 (12. 30)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 4分野 10 大有望な未来技術を発表

韓国特許庁(2013. 12. 17)

韓国特許庁は、産業融合、素材、エネルギー・資源、環境・気象など 4 大産業分野を対象に、韓国が今後 3~5 年以内にオリジナル基盤技術の確保可能性が高い 40 の有望な未来技術を選定し発表した。

今年に選定された技術には、産業融合分野で▲医療用のビックデータ技術、▲手術及び知洋々のロボット技術が選ばれ、素材分野では、▲未来の輸送機器向け軽量金属及び公分子・複合素材、▲次世代ディスプレイ用の透明柔軟電極素材が、エネルギー・資源分野では、▲新概念の燃焼後遺産化炭素の捕集システム、▲メタル/エア電池の空気極開発技術がそれぞれ選定された。環境・気象分野では、▲排出源の減量化技術、▲資源節約型 3D プリント技術が選ばれた。

韓国特許庁が 2012 年から毎年選定している産業分野別の 10 大有望技術は、専門家の直感や経験に依存した選定方法から脱し、特許庁が有している 2 億 3 千万件の特許ビックデータに基づいて産業分野別に 100 万件を超える大規模の特許情報分析を通じて、客観的に選定されるのが特徴だ。

産業分野別に、R&D 部署の企画専門家、研究者、特許専門家などで戦略委員会が構成され、R&D 部署の技術体制に基づいた有効特許の分析により客観的かつ体系的な「特許基盤の技術体系」が構成され、特許の定量分析から導き出される知識財産の有望性とオリジナルさを基準に候補を選別・圧縮した後、分野別の専門化が検証をして最終的な選定を行う。

韓国特許庁は、こうした有望技術を政府 R&D 関連部署に提供し、R&D 政策方向の確立及び次年度の政府 R&D 課題企画にも活用してもらう計画だ。

さらに、来年 2 月には、選定された 40 技術を含め候補有望技術の分析結果をまとめた報告書を発刊して企業や研究所に提供し、新規研究・事業アイテムの検討に活用してもらう方針だ。

キム・ヨンミン長官は、「特許情報の大規模な分析を通じて、オリジナル基盤特許の獲得という観点から選定したこの技術が国の R&D の効率化に貢献するほか、わが国企業

が自動車、携帯電話など、新しい産業分野を模索するにおいて大きく役立つだろう。2015年まで、18の産業分野に対する特許観点からの技術選定を行い、提供する計画だ」と述べた。

## 2-2 KIPO と企業銀行が MOU 締結

韓国特許庁(2013. 12. 19)

韓国特許庁と IBK 企業銀行は、12月18日、ソウル IBK 企業銀行の本店にて、知的財産基盤の中小企業の育成に向けた業務協約を締結し、知的財産権を担保にローンが組まれるよう、包括的な合意案に同意した。

今年6月から「知財保有企業に対する保証付きローン」を施行している IBK 企業銀行は、今回の知的財産権担保ローンを志向することにより、知財金融を本格的に推進する。これで、知的財産を保有している企業の資金調達手段の一層の拡大が見込まれている。

IBK 知的財産権担保ローン商品は、創業3年を超えた企業で、「死の谷(death valley)」期間中、資金繰りに苦しんでいる中小企業を主な支援対象とし、知財を担保に1社当たり最大10億ウォンまで資金を貸し出す。

また、今回の商品は、企業の不祥事などが発生した場合、貸出金の回収のための知財専門ファンドを発売する。韓国特許庁、IBK 企業銀行及び IBK キャピタルが共同出資し、約300億ウォン規模で発売されるファンドは、優秀な知財保有の企業に対し、持分投資と不良化した企業の担保地財の買収に使用される予定です。

韓国特許庁は、知財専門ファンドへの出資のほか、担保ローン金額の算定に向けた知的財産価値評価に必要な費用を支援し、優秀な知財保有の企業を発掘、育成することにも積極支援する計画だ。

今回の了解覚書で注目すべきところは、優秀な知的財産の保有企業に対する投資と育成を具体化したことだ。企業銀行は、優秀な知的財産権を有している企業なら、担保ローンだけでなく、知財専門ファンドを通じた投資も行って、資金支援に積極的に取り組む予定だ。また、現在、企業銀行が志向している「IBK コンサルタント」サービスを無料で提供し、特許管理会社との業務提携を通じて知財の取引、事業化など知財活用と関連したサービスを提供するなど、優秀な知的財産権の保有企業を対象にした育成プログラムも計画している。

キム・ヨンミン長官は、「今回の了解覚書は、知的財産金融市場の飛躍を図るためのもう一つの起点になるだろう。今後、知的財産金融を施行する銀行の継続的な増加を期待し、韓国特許庁も、知的財産金融の活性化に向けた支援を惜しまない」と述べた。

IBK 企業銀行のチョ・ジュンヒ頭取は、「企業銀行の知的財産権の担保ローンと、知財専門ファンド投資は、優秀な知財を有しながら、流動性不足に苦しんでいる企業において慈雨になるだろう。技術中心の中小企業が中堅企業として、大手企業として発展できる企業の環境を構築することに取り組んでまいりたい」とコメントした。

IBK 企業銀行の知的財産権担保ローンは、来年上半期に施行される予定で、企業銀行は予備評価、評価機関の知的財産権価値評価の結果に基づいてローンが進められる。

## 2-3 KIPO、第2回の地域の知的財産製作協議会を開催

韓国特許庁(2013. 12. 20)

韓国特許庁は、12月20日、テジョンの政府庁舎にて17の行為貴地方自治団体とともに、創造文化の拡大に向けた「第2回地域知識財産政策協議会」を開催する。

特許庁と17の広域地方自治団体は、創造経済の環境構築に向け、国民一人ひとりのアイデア創出が何よりも重要であることに共感し、優秀なアイデアが事業化につながる方策について集中議論する。

現在、地域別に実施されている発明大会が創意的な発明文化の拡大には貢献しているものの、一回性のイベントに終わるという指摘から、2014年には、地域別の優秀な発明品を集めて全国発明大会を開催する計画だ。今年、各地域で実施された発明大会を通じて、3,725のアイデアが提示されたが、バックアップ支援が不十分で、事業化には限界があった。2014年から地域別の発明大会が開催されれば、特許庁は、入賞作の具体化、権利化、試作品の政策などを担当し、各自治体はR&Dの支援、創業資金などの事業化を支援する。

さらに、「知財創造ゾーン」の構築及び活用策についてもディスカッションが行われる。「知財創造ゾーン」は、国民一人ひとりのアイデアが専門家の支援を得て特許に生まれ変わる物理的な空間であり、誰もがアプローチできるよう、特許庁と自治体が協力して2014年から全国の各地域に順次構築される予定だ。

また、特許庁は、創意的な個人や中小企業の優秀な特許技術が埋もれず活用できるよう、技術取引機関とのコンサルタント費用及び金融機関と連携して技術の導入や事業化を支援している。これを一層拡大させるため、17の広域センター別の技術取引・移転の活性化に向けた担当者を指定し、相互連携して相乗効果を高めるため、自治体からも特許庁の「特許技術取引コンサルタント」支援事業に積極的な参加を要請する計画だ。

今後、特許庁と17の広域地方自治団体は、地域間の知的財産不均衡を解消し、地域の知的財産の活性化をうながして国民の幸せを実現するための知的財産の行政サービスを提供するため、知的財産政策協議会を年2回、定期開催する計画だ。

## 2-4 国家R&D事業の特許情報活用拡大案を発表

韓国特許庁(2013. 12. 20)

韓国特許庁は、国家R&D事業の特許成果を質的に高めるため、「国家R&D事業の特許情報活用拡大案」をまとめて発表した。

今回の案の背景には、研究開発投資が持続的に拡大されていることを受け、国家R&Dから創出される特許成果の量的規模は増加しているものの、質的な水準は比較的

不十分で、特許成果の活用もほかの先進国より遅れているという認識があり、R&D 課題の選定から課題の企画、課題の遂行、成果の追跡・管理まで国家 R&D 事業の全周期において特許情報の活用を最大化することで、質の高い特許の創出を誘導することに目的がある。

まず、新規市場を創出し、製造業のイノベーションをリードする国家戦略製品を対象に、大規模な特許情報分析を通じてコア・オリジナル特許の確保が可能な特許観点の有望な未来技術を選定し、政府 R&D 課題として提供する「未来戦略製品の特許戦略の未来図構築事業」が新たに進められる。3D プリンター、スマートカーなどを対象に、バリューチェーンの側面から優秀特許の先取りが可能な有望技術が市場現状及び特許競争力の分析結果とともに提供され、国の特許競争力の確保に向けた R&D 投資決定において重要な資料として利用される見込みだ。

また、充実化した R&D 課題企画を促すため、基礎研究段階の R&D 事業を企画するときも、特許動向調査を利用するよう、関連法令の見直しを推進し、政府系研究機関の内部 R&D 課題企画にまで政府レベルの特許動向調査の支援を拡大する。そのため、韓国特許庁は、現在 25%にとどまっている政府系研究機関の特許動向調査支援率を 2015 年まで 60%に高める計画を持っている。

さらに、政府 R&D から創出された特許成果情報の活用も高めていく計画だ。政府 R&D の特許成果を分析し、その結果を研究機関などに追加提供して研究機関の事業評価に利用できるよう支援することで、研究機関が自ら特許成果を高める取組みを実施できるよう、誘導する。また、R&D 事業別の中心目標に適合し、質も高い特許成果の創出を誘導できる特許成果指標と、目標設定のためのガイドラインも開発して R&D を推進する各部署に提供する。

その他、基礎技術を研究する大学や研究所、その技術を移転してもらい、製品化につなげたい企業を一括支援する「知的財産-R&D 連携戦略支援事業」も新たに推進するなど、R&D の遂行段階における特許創出の支援も強化していく計画だ。

キム・ヨンミン長官は、「国の研究開発事業の効率性を高めるためには、R&D 事業の全ての領域に特許情報を活用することが不可欠である。今後、政府の R&D 特許成果の質を高め、特許成果の利用を増やすため、多角の対策を確立して部署を超えた取組むを推進していきたい」と述べた。

## 2-5 公取委、特許管理会社を規制する

電子新聞(2013.12.22)

公正取引委員会が来年から特許管理会社の規制に乗り出す。また、標準特許の侵害に関連し、アップルがサムスン電子を相手に公取委に提訴した「市場支配的な地位の乱用」権は、来年 1 月までに結論を出す方針だ。

公取委のノ・デレ委員長は、22 日の記者懇談会において、新年の政策方向を尋ねたと

ころ、「ソフトウェアの技術力確保を妨げる特許権者の特許権乱用など、不公正な行為を徹底に監視する一方、関連制度の見直しを検討していく予定だ」と答えた。とくに、特許管理会社の知財権乱用行為によるマイナスの影響を最小限にする狙いで、経済制限性が大きい特許管理会社から規制する予定だ。そのため、今年の4月、特許管理会社の規制を検討するための研究依頼をし、8月末に終えた。

公取委は、「最近、海外の競争当局も、特許管理会社の訴訟乱用が競争法に違反しているかを検討している。まずは、「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」に特許管理会社の定義をして、具体的な乱用事例を追加する計画だ」と説明した。

特許管理会社は、技術開発や製造を行わず、特許権を利用して収益を上げる会社だ。ノ委員長は、「これまで我々は、造船、自動車、半導体、LCD、携帯電話などのハードウェアを中心に世界市場における立地を固めてきた。しかし、基本ソフトやアプリなど、ソフトウェアが競争力の源に変わりつつある。ソフトウェア分野の技術力確保を妨げる特許権者の特許権乱用など、不公正な行為を徹底に監視していく考えだ」と述べた。

公取委は、さらに、アップルが4月サムスン電子を相手に提起した「市場支配的な地位の乱用」件は、捜査を急ぎ、来年の1月にまとめることとした。アップルは、2011年4月、サムスンがソウル中央地裁に自社の標準特許(3世代移動通信技術関連)侵害差止めを理由に訴訟を提起すると、これが市場支配的な地位の乱用だとして、4月に公取委に申告した。

公取委は、「標準特許権者が損害賠償請求以外に差し止め請求を提起することが可能であるかを検討している。サムスン電子の特許侵害差し止め請求が構成取引法の違反行為に該当するかを調べている」と説明した。

<バン・ウンジュ記者>

## 2-6 来年特許権満了する物質特許 258 件が公開

韓国特許庁(2013.12.23)

韓国特許庁は、「政府 3.0」のパラダイムと足並みをそろえて研究開発(R&D)の効率化、特許トラブルへの対応能力の向上、雇用創出などに貢献するため、2014年に特許権が満了する物質の特許情報を民間に提供することを決めた。

公開される情報の内容には、医薬、バイオ(Bio)、化学素材、農薬など特許権が満了する物質の抄録、代表請求項、存続期間の満了日、特許トラブルの事項などの特許情報や有効成分の構造式、用途、商品名、許可日などの製品情報が含まれる。

2014年に満了する特許物質は計 258 件で、医薬分野が 47.3%(122 件)が最も多く、次にバイオ 26.0%(67 件)、化学素材 17.4%(45 件)、農薬 7.0%(18 件)の順となっている。

満了予定の物質の代表例としては、高脂血症の治療成分ロスバスタチンカリウム(2014.4 満了)、子宮頸部がんのワクチンとされるヒトパピローマウイルス L1 たんぱく質(2014.5)、食道炎治療剤成分のオメプラゾール塩(2014.7)などがあり、ロスバスタチン

カリウムを用いた高脂血症の治療剤クレスト(年間約 790 億ウォン)をはじめ、国内の製薬市場の規模が約 2,300 億ウォンに達し、そのほかに満了する物質を利用した製品の市場規模まで含めると約 4000 億ウォンにいたると見込まれる。

また、2009 年 6 月、強制実施の再訂申請棄却で社会的に話題となったエイズの治療剤成分「エンフビルチド(enfuvirtide)」(商品名はフュージオン)の特許権が今年 11 月に早期消滅されたことは注目すべきだ。

一つ注意しなければならないことは、オリジナル物質の特許が満了しても、関連の特許が存在する可能性があるため、関連事業者は、研究企画及び市場参入前に存続期間の延長や形、用途及び異性質体の特許なども検討すべきだ。

今回、特許庁が提供した特許権満了の物質情報資料集は、上記の内容が多く盛り込まれ、非常に有用だと考えられる。

さらに、満了予定の物質の中で、製品化されたのは約 12.8%にすぎず、製品化されていない物質は、改良物質、用途開発、製品化などの研究が積極的に行われ、より大きな市場の創出が可能と期待されている。

特許審査 3 局のコ・ジュンホ局長は、「特許庁が提供する存続期間満了予定の物質の情報は、政府 3.0 のパラダイムに適合した対国民サービスとして、本資料に基づいて重複研究を防ぎ、製品化と用途開発を促すだけでなく、より質の高い需要者に合わせた情報のための基礎思慮として利用され、新たな知的財産サービス事業の創出と活性化の礎になることを期待する」と述べた。

韓国特許庁が公開する 2014 年存続期間満了の物質特許情報は、韓国特許庁(<http://www.kipo.go.kr>)のほか、韓国化学産業連合会(<http://www.kocic.or.kr>)、特許情報院(<http://www.kipi.or.kr>)、韓国保険産業振興院(<http://www.khidi.or.kr>)、韓国製薬協会(<http://www.kpma.or.kr>)などのホームページに同時掲載される。

## 2-7 KIPO、マドリード国際商標出願の活性化策案を推進

韓国特許庁(2013. 12. 23)

韓国特許庁は、マドリード国際商標出願制度の活性化に向けた支援策を確立し支援する計画だ。

昨年、韓国のマドリード国際商標出願件数は 551 件で世界 16 位となったが、これは、韓国の国内商標出願(世界 4 位)、PCT 国際特許出願(世界 5 位)など、ほかの知的財産権の順位に比べるとかなり遅れている。こうした差は、海外の商標権取得に対する関心が特許より低く、マドリード制度そのものについての弁理士や企業の認識の不十分が原因として分析されている。

そのため、韓国特許庁は、マドリード制度の認識向上のための取り組みを強化する計画だ。

まず、海外市場への進出を考えている中小・中堅企業を対象に、業種及び商品の特徴

に合わせた海外商標出願戦略の確立に向けたマドリッドマッチコンサルタントを来年の上半期に試行実施する。

また、輸出企業を対象にしたマドリッド制度の説明会を地域別に開催する一方、企業の知財権担当者及び弁理士などを対象としたマドリッド出願方法の教育課程を開設し運営する計画だ。

さらに、マドリッド制度に関する情報を提供するため、「マドリッド 100%活用法(仮称)」のパンフレットと、マドリッド出願所の作成過程を盛り込んだ動画を来年の上半期中に政策、配布する計画だ。

情報顧客支援局のイ・テグン局長は、「マドリッド制度は、諸国に出願するとき、直接出願に比べてコストを半分以上削減でき、出願や登録の面でもメリットが多い制度だ。マドリッド国際商標出願の活性化を通じて国際的なブランド競争力が向上できるよう、様々な取り組みを取っていく考えた」と述べた。

## 2-8 イメージ検索システム利用した商標審査を来年から開始

韓国特許庁(2013. 12. 26)

韓国特許庁は、商標審査官向けの商標検索システムにイメージ検索機能が追加された検索システムを年内に構築し来年の初めにオープンすると発表した。

イメージ検索システムとは、キーワード中心の検索でよく起きていた漏れや過度な結果件数表示などの問題を解決したため、図形商標審査の正確性の向上や処理審査期間の短縮に貢献すると見込まれる。

イメージ検索とは、検索条件にイメージを入力すると、類似なイメージを検出する検索のことだ。キーワード検索の限界を克服した最新の IT 技術だと評価されている。こうした技術の開発は、新たな情報技術を活用してオーダーメイドサービスを創出するものとして、新政権の「政府 3.0」の課題にもなっている。

さらに、TM5(世界の商標・デザイン出願の 7 割を占める韓国、米国、欧州、日本、中国)も関心を持って検討・開発しているプロジェクトとして、韓国にも商用化した事例が多数ある。

韓国特許庁は、イメージ検索エンジンの導入による性能の客観的な評価のため、関連技術を保有している 4 社を対象に今年 10 月中にベンチマークテストを実施した。そのうち、最優秀な成績をあげた(株)CKNB を事業者として選定した。

同社が内部開発したイメージ検索エンジン「ScanHit」は、審査対象の図形商標イメージと、メタデータ(図形分類コード、類似群コード、出願日付などのテキスト情報)と連動して検索する方法、すなわち、イメージ基盤とキーワード検索を融合させた検索ソリューションとして、直感的なユーザーインターフェースを実現した。

情報管理課のナ・クアンピョ課長は、「イメージ検索システムの構築が完了したら、他国特許庁に技術を輸出してイメージ検索技術の需要創出を誘導し、IT に強みを持つ特許



庁としての韓国のイメージを高められるのでは」というビジョンを提示した。

## 2-9 KIPRIS、無料の機械翻訳サービスが拡大

韓国特許庁(2013. 12. 27)

韓国特許庁は、知的財産情報の無料検索サービス特許情報ネット KIPRIS([www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr))の韓英の機械翻訳サービスを 2014 年 1 月から無料で提供すると発表した。

韓・英の機械翻訳サービスは、韓国語で作成された特許公報の英語自動翻訳サービスで、2007 年 1 月から有料で提供してきたが、無料サービスのなり、韓国の特許技術を海外でも検索可能となって、海外市場進出の際に保護強化やトラブルの初期遮断に役立つ、創造経済に基づいた政府 3.0 実現に役立てると期待されている。

最近、知的財産情報への関心の向上などを背景に、韓国の代表的な特許情報普及情報サービスである特許情報ネット KIPRIS の検索件数は、2013 年の月平均 330 万件を記録している。海外からの検索件数は月平均 40 万件程度で、11%を占めている。

また、特許情報ネット KIPRIS は、米国、欧州、日本、中国をはじめ、シンガポールや南アフリカ共和国など世界 148 国から利用されていて、韓国国内の特許公報及び韓国語の PCT 出願の韓・英機械翻訳サービスの無料提供は、その利用拡大と保護強化に貢献すると評価されている。

数年前まで韓国企業は、海外の競合会社などの特許技術を分析して回避設計、または係争の防御目的など、消極的な活用にとどまっていたが、サムスンや LG など大手企業のグローバル化、通信技術などの特許技術で世界をリードしている。こうした自国企業の活動の海外からの利用を積極的に支援して、侵害やトラブルの予防目的として積極的な活用が必要な時期だ。

これまで、特許情報ネット KIPRIS は、消極的な活用ツールとして英・韓、日・韓機械翻訳サービスを無料で提供してきたが、韓国企業の世界技術のリードぶりや、グローバル特許係争の増加などが韓・英機械翻訳サービスの無料転換を決定したきっかけとなった。

今後、韓国特許庁は、知的財産情報から抽出された新造語、未登録語などの翻訳辞書を構築して持続的に翻訳の品質を改善する。これを通じてより正確な機械翻訳サービスを提供していく予定だ。

情報企画局のイ・テグン局長は、「ありふれた知的財産情報から求めている情報をすぐ把握するためには、言語が障壁になってはならない。これを克服できなければ、知的財産情報が無用になる可能性がある。そのため、特許情報ネット KIPRIS から提供される機械翻訳サービスは、無用とされかねていた知的財産情報を宝石に様変わりさせ、自国の特許技術保護及び産業発展に貢献するだろう」と述べた。

2-10 「民間産学研協力研究の協約ガイドライン」調査結果が発表

未来創造科学部 (2013. 12. 30)

国家知識財産委員会は、産学研の協力研究を通じた技術競争力の向上及び優秀な知的財産権の確保を目的に、2012年12月に設けて今年度から施行している「民間の産学研協力研究協約ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)の活用実態調査\*を行った。

\*533の企業、大学、政府系研究機関にアンケートを送り、162機関から回収(回収率23.1%)

<主な内容>

協約ガイドラインというものが設けられ施行中であることについて、大学や研究所の大半は承知していたいが、企業の認知度は非常に低くなっている。

ガイドラインの活用は、中小企業(73%)、大学(68%)、研究所(57%)、大手企業(57%)の順になり、中小企業の積極的な利用がうかがえた。

ガイドラインを活用して締結された協約への満足度は、中小企業が比較的に高く、大手企業、大学及び研究所は普通の水準であった。

ガイドラインの有用性については、中小企業が最も大きく感じており、内部の規定や法務組織を有する大手企業・大学・研究所は、参考資料として主に利用していた。

産学研協約支援特別委員会のパク・ヨンイル委員長は、「今回の実態調査の結果に基づいて、2014年からは、産学研協力研究の苦情解消委員会を常設化するなど、現場への定着をサポートできるフォローアップを設けて、施行する予定だ」と述べた。

フォローアップの主な内容としては、協力研究の協約過程における主な争点及び苦情解消の支援、民間産学研協力研究政策フォーラムの開催、ガイドラインの優秀な活用事例の選定・授賞など、公正な協力研究文化の拡大及び広報の強化などがあげられている。

★ジェトロソウル注) 民間「産学研協力研究協約ガイドライン」の現場定着策(案)の詳細な内容は、→[http://www.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/131120guideline.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/131120guideline.pdf) をご参照ください。

★「産学研協力研究協約ガイドライン」の公告は、  
→[http://www.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/131120guideline\\_3.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/131120guideline_3.pdf) で確認できます。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 模倣品の取引方法が巧妙に、SNS利用事例も

韓国特許庁 (2013. 12. 26)

最近、カカオトークなどのソーシャルネットワークサービス(SNS)が普及し、取締りの手が行き届きにくい SNS を利用した模倣品の販売が蔓延っている。

韓国特許庁商標権特別司法警察は、2001 年から約 12 年間、釜山や蔚山、慶南などで広範囲な流通網を設けて、カカオトークなどの SNS まで利用して模倣品を販売してきたペ氏(39 歳)を商標法違反で逮捕したと 24 日に発表した。

韓国特許庁特別司法警察は、2 日、追跡のあげく釜山にある素材売り場と秘密倉庫で保管していたロレックスの時計やシャネルのかばんなどの模倣品 119 点を押収し、捜査の結果、被疑者の口座で 1 年間、約 2 億 2 千 4 百万ウォンの取引がなされていたことを確認した。

韓国特許庁によると、ペ氏は、この前も数回の商標法違反の犯罪前歴があり、2011 年にも逮捕され、執行猶予の状態だった。にもかかわらず、カカオストーリーに海外有名ブランドの模倣品を掲示し、カカオトークで販売する新たな手法を通じて販売を続けてきたという。

一方、司法警察は、「拘束されたペ氏画一般消費者だけでなく、釜山や蔚山、慶南の小売業者にも供給していたとみて追跡捜査を続けるつもりで、今後、今回のように SNS などのオンラインにおける取引と被害が増加していることから、オンラインの取り締まりに一層の力を入れていく構えだ」と説明した。

### 3-2 サムスン、アップルを相手に自国で控訴

デジタルタイムズ(2013. 12. 27)

サムスン電子がアップルを相手に提起した自国における訴訟で、原審敗訴判定に不服し控訴した。

27 日のソウル中央地方裁判所によると、26 日、サムスン電子は、法律代理人である「法務法人広場」を通じて、アップルの特許侵害差し止め請求訴訟と関連し控訴状を提出した。

同月 12 日、ソウル中央地裁は、サムスン電子がアップルを相手に提起した商用特許の侵害訴訟を棄却した。

2012 年 3 月、サムスン電子が提起したこの訴訟は、アップルがサムスン電子の△送・受信短文メッセージのグループ化設定方式(700 特許)、△文字メッセージの作成中に画面を分割して検索タイプを選択する画面の表示方法(808 特許)、△状況変化情報を示すアラーム機能の立上げ方式(646 特許)などの 3 件の侵害内容が中心となっている。

さらに、サムスン電子は、1 億ウォンの損害賠償とともに、アイフォン 4S、アイフォン 5、アイパッド 2、ニューアイパッド、アイパッドミニ、アイパッドレティナなどの販売差し止めを裁判所に要請したが、裁判所は、該当特許に進歩性が欠けているとして棄却した。

<キム・ユジョン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 KEIT、在米韓国人知財専門家と特許動向調査を実施

電子新聞(2013.12.30)

韓国産業技術評価管理院(KEIT)は、次期の産業核心技術開発事業の方向を定めるため、システム半導体・化学プロセスなどの5つの分野を対象に、特許動向調査を実施すると30日に発表した。

KEITは、毎年、技術PD(KEIT)、特許PM(韓国知識財産戦略院)、分析機関(特許・弁理士法人)で構成された協力枠組みを構築し、新規の候補課題に関する知的財産現状を分析している。

新年からは、モデル事業として、在外韓国人知財専門家を活用した特許動向調査を行う。バイオ・システム半導体・スマートカー・医療機器・化学プロセスの5分野が対象だ。この分野の国内外における特許出願・登録の動向や、特許トラブル、訴訟事例などを調査する予定だ。

今後、KEITは、技術需要調査、企画対象課題の選定など、研究開発(R&D)の企画・評価・管理過程に優秀な在外韓国人工学者の参加を拡大していく計画だ。

KEITのイ・ギソプ院長は、「R&D企画から特許を考慮してこそ、遂行段階で質の高い特許の創出が可能になり、事業化の成功率も高められる。特許動向調査の結果を反映して企画の充実化を図りたい」と述べた。

<イ・ホジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム